

NPO法人WEDRプラス 会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、NPO法人WEDRプラス（以下「本法人」という）と、本法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用されます。

第1条（名称）

本法人は、NPO法人WEDRプラスという。

第2条（事務所）

本法人の主たる事務所を、埼玉県さいたま市に置く。

第3条（目的）

本規約は、本法人と、本法人に入会した会員との間に本規約を定めることを目的とする。

第4条（会員の種別）

この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人または団体

第5条（入会）

- (1) 会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

第6条（会費）

会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員
 - 入会金 3,000円
 - 年会費 7,000円
- (2) 賛助会員
 - 入会金 0円
 - 年会費 6,000円（1口）

第7条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第8条（退会）

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の三分の二以上の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）法令、定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

第10条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第11条（総会の種別）

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第13条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第14条（総会の権能）

総会は、以下の事項について決議する。

（1）定款の変更

（2）解散及び解散した場合の残余財産の帰属

（3）合併

（4）事業計画及び活動予算並びにその変更

（5）事業報告及び活動決算

（6）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（7）入会金及び会費の額

（8）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（9）会員の除名

（10）事務局の組織及び運営

（11）その他運営に関する重要事項

第15条（通常総会の開催）

通常総会は、毎年3回開催する。

第16条（臨時総会の開催）

臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（2）正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（3）定款第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

第17条（本規約の改正）

本規約の改正は、総会において出席正会員の過半数の決議によって行う。

附則

本規約は、2025年12月31日より施行する。

本規約は、成立の日に改定する。